



平成22年11月4日

各位

会社名：アートコーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号：9030 東証・大証一部)
問合せ先： 常務取締役 松藤 雅美
電話番号：072-870-0123

訴訟の解決に関するお知らせ

株式会社大広（以下「同社」という）より提起されておりました訴訟について、以下のとおり、同社との間に裁判外での和解が成立し、平成22年11月1日付で同社は訴えの取下げをいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から訴えの取下げに至るまでの経緯

平成20年8月28日付で同社から当社に対し11億7722万円の広告代金を求める訴えが提起され、その後、同社は不法行為に基づく損害賠償請求を予備的に追加するとともに、請求額を12億8222万円に拡張しました。

当社は同社のいう他の広告業者に対して、広告業者らがまわし取引に参加する権限を与えたことはなく、広告業者が行っていた取引は広告業者間でのファイナンス取引であって、広告業者間で決済すべき問題であり、また、当社が同社に不法行為を行ったことはない等として争っていましたが、裁判所から強い和解勧告があり、また、当社は同社の広告能力を高く評価していて、今後、広告に関する取引を開始する可能性もあること等を考慮し、同社との間で話し合いを行った結果、当社は同社に対して解決金を支払い、同社は訴えを取り下げて、両者間の紛争を全面的に解決するという話し合いが成立したものです。

2. 和解の相手方

名称	株式会社大広
所在地	大阪市北区中之島二丁目2番7号
代表者の役職・氏名	代表取締役 高野 功

3. 和解の内容

当社は、株式会社大広に対して、本件解決金として5億5千万円を支払うという内容であり、当社は同社に対して平成22年11月1日付けでこれを支払いました。

4. 今後の見通し

上記の解決金は平成22年9月期に特別損失として計上する予定です。
なお、本件による当社単独および連結業績予想に変更はございません。

以上